

福祉医療制度(子どもの医療費助成)拡充のお知らせ

【問合せ】市民生活課 国民健康保険係(角館庁舎) ☎(43)33316



令和4年8月1日受診分から

- ①対象範囲を高校生などまで拡大
- ②医療費自己負担分を全額助成 します！

8月1日はマル福の更新日です

8月1日は福祉医療費受給者証(マル福)の更新日となっています。

令和4年度の受給者証の更新・交付は7月下旬に行います。日程など詳細については、広報7月1日号でお知らせします。また、更新対象者には7月初めに申請書を同封した通知をお送りします。

更新以後、8月1日受診分から、医療費自己負担分が全額助成されます。

対象範囲の拡大について

- 新たに対象となる方／高校生など(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
- 高校の在学は問いません。社会保険本人を含む。
- 次の方は対象となりませんのでご注意ください／仙北市に住所のない方(市外の学校に通学している方を除く)。
- ひとり親や障がい者手帳の保持によりすでに受給者証の交付を受けている方。

生活保護法による保護を受けている方。
公費負担医療の適用を受け、医療費の自己負担のない方。

タクシ-の利用券を給付します

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)22808



仙北市障がい者(児)タクシ-利用券給付事業

在宅の障がい者などの外出支援を図るため、障がい者などが利用するタクシ-の利用料金の一部として利用券を給付しており、令和4年度の申請は4月から次の窓口で申請できます。

- 対象になる方／次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く)
 - ① 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。
 - ② 療育手帳Aをお持ちの方。
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。
 - ④ 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている難病患者の方。
- 利用券について／500円と1000円券で、1万5千円分が給付されます。
- 申請窓口／社会福祉課(角館庁舎1階)、田沢湖・西木市民センター、各出張所
- 必要なもの／障がい者手帳(指定難病)受給者証

拡充内容	変更後(8月1日から)	変更前(7月31日まで)
対象区分	乳幼児(未就学児)、小中学生、高校生など	乳幼児(未就学児)、小中学生
年齢や要件	0歳児から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方	0歳児から中学校修了年度の3月31日までの間にある方
医療機関での自己負担	自己負担なし (医療費自己負担分を全額助成)	0歳児、市県民税所得割非課税世帯…自己負担なし 市県民税所得割課税世帯…自己負担分の半額を助成(1医療機関、1か月ごと上限1,000円)
所得制限	なし (区分わけのための所得確認は必要)	なし (区分わけのための所得確認は必要)

完全予約制によるマイナンバーカードの時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎(43)33007



写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います(交付は予約した方のみに限ります。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっていますので、あらかじめご了承ください)。

- 時間外交付日時／4月6日、20日、5月11日、25日、6月8日、22日(毎水曜日) 17時15分～19時
- 持参する物／マイナンバーカード発行通知書のハガキ、マイナンバーの通知カード(紛失している場合には、紛失届を記入していただきます)／本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳(年金証書でも可)および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類(社員証、学生証、医療受給者証など)／住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※詳細はマイナンバーカード発行通知書のハガキに記載されています。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください(マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です)。

アルパークまぐさの運営が市直営になります

【問合せ】観光課(角館庁舎) ☎(43)33552



4月1日(金)より、アルパークまぐさの運営が市直営になります。直営化にともない、施設メンテナンスなどを行いますので、4月1日(金)から14日(木)まで臨時休館となります。

- 営業再開／4月15日(金)
- ふれあい自然温泉館の営業時間／10時～16時30分(最終入場15時30分まで)

飲食店の事業継続を支援します

【問合せ】商工課(角館庁舎) ☎(43)33551



仙北市飲食店事業継続緊急支援金

仙北市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている飲食業を営む市内事業者などの事業継続を支援するため、支援金を支給します。

- 支給対象／次の要件をすべて満たす方が対象となります。
- 仙北市内に事業所を有する事業者などであること。
- 主たる事業が飲食業であること。
- 「直近の決算期の年間売上が、前年度または前々年度の年間売上と比較して20%以上減少している」もしくは「令和3年9月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が前年または前々年の同月と比較して20%以上減少している」こと。
- 給与収入がある場合は、前年度または前々年度決算において、事業収入が給与収入を上回っていること。
- 令和4年1月までに創業していること、今後も事業を継続する意志があること。
- 前年度または前々年度の年間売上が20万円以上であること。
- 暴力団、風営法事業者、政治団体、宗教団体などではないこと。
- 支給額／1事業者あたり10万円
- 申請書類の入手方法／仙北市

ホームページ https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=3193 からダウンロード

- 商工課(角館庁舎2階)、各市民センター、各出張所、仙北市商工会各所
- 必要書類／仙北市飲食店事業継続緊急支援金支給申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
- 食品衛生法上の営業許可証の写し(営業の種類が「飲食店営業」または「喫茶店営業」であること)
- 売上の減少が確認できる確定申告書類の写しや月の売上帳簿など(詳細は申請書類をご覧ください)
- 振込先口座がわかる通帳の写し(口座名義人の読み仮名が分かる見開き部カ)
- 申請方法／申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえで申請書配布窓口(市役所各庁舎・各出張所、仙北市商工会各所)へ持参または郵送により提出
- 申請期間／4月1日(金)～5月13日(金)

制度の詳細や申請書のダウンロードはこちら





住宅の増改築・リフォーム工事費の一部を補助します

【問合せ】建設課 都市計画係(角館庁舎) ☎ (43) 2295



仙北市住宅リフォーム促進事業

- 申込期限/令和5年3月31日(金)まで
※ただし、申請の受付は予算がなくなり次第、終了します。
- 補助対象者・対象住宅/
▶ 仙北市民(仙北市に転入予定者含む)で、市税や市諸収入に未納がない方
▶ 市内に建物があって自らが居住する住宅
- 対象となる工事/工事費が50万円以上の市内の住宅(住宅の修繕、屋根の葺き替、トイレ・浴室・台所改修など。ただし、車庫、物置、倉庫、事業の建物、農作業小屋などは除く)
- 施工業者/市内に事業所を有する法人または個人であること
- 申請に必要な書類/▶ 申請書 ▶ 見積書 ▶ 工事前の全体と工事箇所の写真 ▶ 固定資産課税台帳の写し ▶ 契約書や請書の写し
- 助成内容(千円未満切り捨て)

- その他/
▶ 詳しくは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=3192)または建設課都市計画係にお問い合わせください。
- ▶ 介護保険を利用して住宅改修を行う場合も対象になります。
- ▶ 秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用ができます。秋田県住宅リフォームの詳細は秋田県公式サイトをご確認ください。
- ▶ 補助金の交付申請は、工事に着手する前にお願いします。

仙北市住宅リフォーム促進事業の詳細はこちらから。



タイプ	①持ち家型		②空き家購入型		
	一般世帯	子育て世帯	仙北市在住世帯(子育て世帯)	市外からの移住・定住世帯(一般世帯)	市外からの移住・定住世帯(子育て世帯)
補助率	補助対象工事費の5%	補助対象工事費の10%	補助対象工事費の15%	補助対象工事費の15%	補助対象工事費の20%
限度額	5万円	20万円	30万円	30万円	40万円
加算	下水道(公共下水道・合併浄化槽・集落排水)に新規に接続した方には5万円を加算				

- ▶ 子育て世帯… 申請年度に18歳以下の子どもを扶養する世帯(申請者は子どもの親)
- ▶ 空き家購入… 令和3年10月1日以降に仙北市の空き家を購入した方(登記をした場合に限る)
※2親等以内の親族からの購入を除く。
※人が居住していたことがあり、居住者または利用者がいない住宅(証明者により空き家であったことが証明できる物に限る)で、かつ、建築後10年を経過した住宅。
- ▶ 市外からの定住世帯… 5年以上仙北市外に在住し、仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録をしている世帯(移動の日から3年以内の世帯を含む)

防災無線聞き逃しサービス

防災無線の情報を電話で確認することができます
▶ テレドーム(テレホンサービス)
☎ 0180-991555
※ご利用には通話料がかかります(固定電話はダイヤル通話料、携帯電話は1分50円くらいの通話料)。



防災無線の情報がメールで届きます

▶ 安全安心メール(登録制メール)
※事前の登録が必要です。詳しくは仙北市ホームページ(https://anshin.city.semboku.akita.jp/lists/)からご確認ください。



新生活をスタートさせる新婚やこの住居費などを助成します
● 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻した39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が400万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借、引越しにかかる費用の一部を助成。補助対象経費について一世帯あたり上限30万円。

若者マイホーム取得助成金
● 市内に定住するための住宅を取得する45歳以下の夫婦に、取得費用の一部を助成。新築住宅または建売住宅(中古住宅は対



定住人口UP!
● 若い夫婦の住宅取得を支援します。
● 若者マイホーム取得助成金

結婚を希望する方のお手伝いをします
● マッチングサービスなどを提供する公的な団体「あきた結婚支援センター」に新規に入会する方の入会登録料1万円(登録期間2年間)の全額を助成。

市外から移住された方の定住を応援します
● 市外に5年以上居住した後、仙北市に転入した移住者が、転入から5年を経過する日までに住宅を取得し定住する場合、完納した固定資産税相当額を、課税される初年度から3年度間助成。

就業支援 移住支援金
● 直近10年間のうち通算5年以上(転入直前については連続1年以上)、東京23区在住または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から東京23区に通勤などしていた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業し、仙北市に転入する場合、移住支援金として単身60万円、世帯100万円を支給。子育て加算あり。テレワーク移住や関係人口と認められる方で移住・就業した場合も対象になります。申請期限は移住後1年以内。

緊急通報装置(ふれあい安心電話)を設置することにより、ひとり暮らしの高齢者や身体障がい者などが急病や災害時に連絡が取れるよう支援していますが、今年度から利用料はそのままです。緊急時の駆け付けをALSOK(アルソック)による駆け付けサービスに変更します。また、ALSOKヘルスケアセンターに相談することもできます。

アルソックのガードマンがすぐに駆け付けてくれるからひとり暮らしでも安心!

看護資格を持つスタッフに相談もできます!



定住対策補助金の2案内

【問合せ】企画政策課 地方創生・総合戦略係(田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315



ふれあい安心電話が変わります

【問合せ】仙北市社会福祉協議会

- 長寿支援課(角館庁舎) ☎ (43) 2281
- 角館支所 ☎ (54) 2493
 - 田沢湖支所 ☎ (43) 1368
 - 西木支所 ☎ (48) 2940

